



佐賀市立小・中学校の適正配置等について

答 申

平成 21 年 12 月 8 日

佐賀市立小・中学校施設の在り方検討委員会

はじめに	1
1 市立小・中学校の現状と今後の推移について	
(1) 佐賀市人口の推移	2
(2) 児童・生徒数の推移	3
(3) 学校規模の推移	4
2 学校規模に起因する利点・課題	
(1) 小規模校の利点・課題	5
(2) 大規模校の利点・課題	6
3 学校規模を検討する必要性	7
4 小・中学校施設の在り方に関する基本的な考え方	
(1) 学校規模に関する基準	8
(2) 通学に関する考え方	9
(3) 地域との関係	9
5 適正化すべき範囲	
(1) 適正化すべき小規模校の範囲	10
(2) 適正化すべき大規模校の範囲	10
6 学校規模の適正化及び学校規模に起因する課題を軽減する手法	
(1) 小規模校を適正化する手法	11
(2) 小規模校の課題軽減の手法	11
(3) 大規模校を適正化する手法	12
7 学校適正配置の具体案	
(1) 複式学級のある小学校について	13
(2) 6学級未満の中学校について	21
(3) 大規模校について	24
8 適正配置の推進に向けて	25
参考資料	
(1) 規模別の小中学校一覧（平成 20・26 年度）	26
(2) 学校運営費の比較	27
(3) 学校規模別教員配当表	28
(4) 佐賀市立小・中学校施設の在り方検討委員会設置要綱	29
(5) 佐賀市立小・中学校施設の在り方検討委員会名簿	30
(6) 諮問文	31
(7) 検討の経緯	32

はじめに

本委員会は、佐賀市教育委員会から、佐賀市の子どもたちへのより良い教育環境の提供に向けた佐賀市立小・中学校の適正配置等に関する基本的な考え方と、適正配置を図るための具体的な方策について検討を依頼されました。

少子化の進行などを背景とし、全国的に児童・生徒数が減少する傾向にある中、佐賀市においても多くの地域で小・中学校の小規模化が進行しています。一方、住宅開発により子どもの数が増加してきた地域もあり、一部の小学校においては過密な状況が生じてきていました。このような状況から生じた学校間の規模の違いなどは、子どもたちの教育環境に様々な影響を及ぼしています。

少子高齢化、高度情報化、都市化などが急速に進む中で、心豊かにたくましく生きる子どもたちの育成のためには、教育環境はいかにあるべきか、より良い教育環境を創出するために、行政・学校が取るべき方策は何か、という議論を委ねられたのが本委員会です。

そこで、本委員会では、佐賀市の児童生徒数の推移を鑑み、子どもたちにとって十分な教育効果が得られるようにすることを前提に、これまで11回にわたり審議を行いました。

このたび、小・中学校施設の在り方に関する基本的な考え方と学校適正配置に向けた具体案をまとめ、これを教育委員会に提言いたします。

将来の社会を担う子どもたちを佐賀市全体で健やかに育まれるよう、今後は、この答申に基づき、教育委員会が速やかに教育環境の整備を実施されることを期待しております。

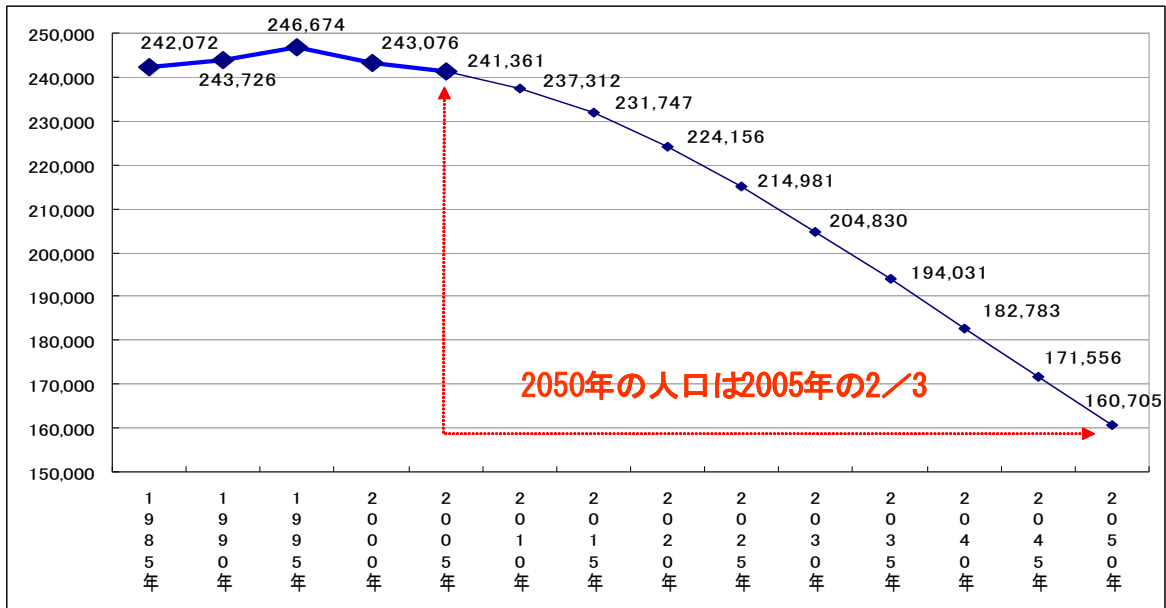
平成21年12月8日

佐賀市立小・中学校施設の在り方検討委員会

1 市立小・中学校の現状と今後の推移について

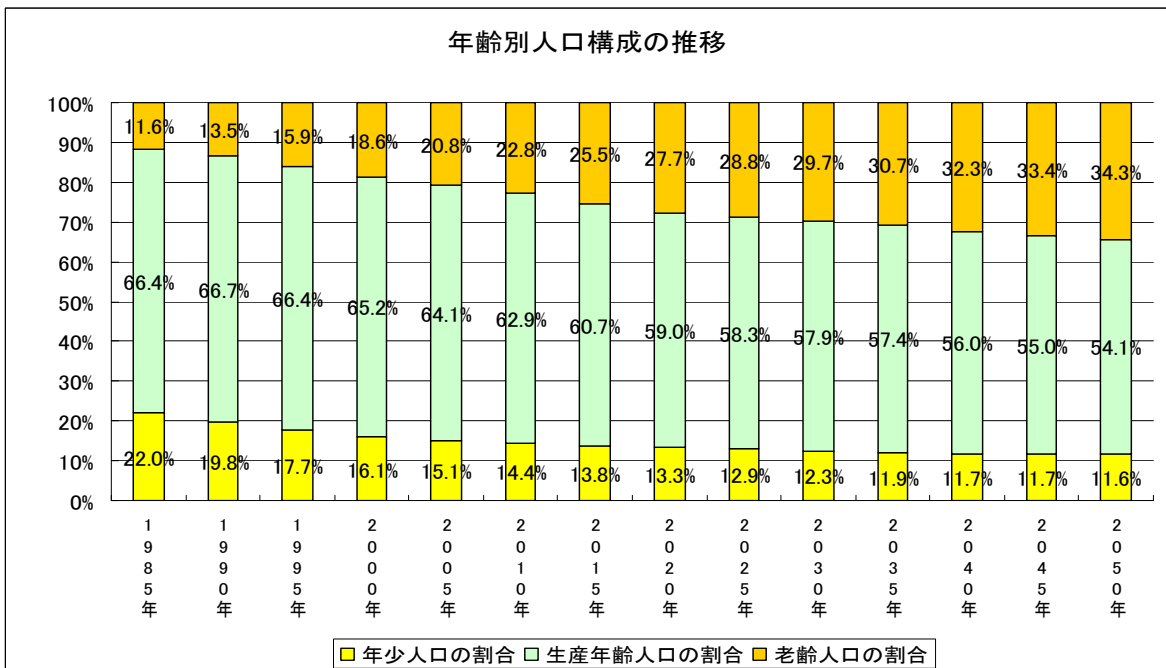
(1) 佐賀市人口の推移

1995年(平成7年)の国勢調査をピークに、佐賀市の人口は減少に転じており、「自然動態」「社会動態」が今後も同じように続くと仮定した場合、2050年には2005年(平成17年)の人口の3分の2まで減少すると推計されている。



資料：市総合政策課

また、年齢別人口構成の推移を見ると、0歳から14歳までの年少人口の割合は年々減少しており、2050年には総人口の11%にまで落ち込むとともに、65歳以上の高齢人口は34%を超え、少子高齢化が急速に進行していることが分かる。



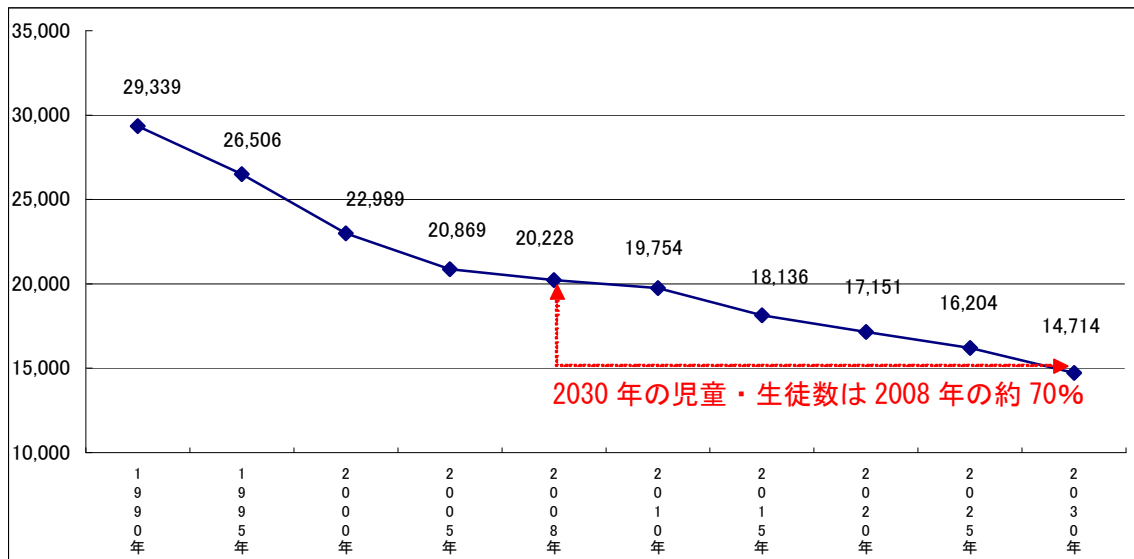
資料：市総合政策課

(2) 児童・生徒数の推移

2005年（平成17年）10月の1市3町1村の合併、2007年（平成19年）10月の1市3町の合併を経て、市域の拡大とともに、小学校が36校、中学校が18校となった。

旧1市6町1村の児童・生徒数は、1990年には29,339人だったところが、2008年（平成20年）には20,228人となり、およそ20年間で70%にまで減少している。

さらに、20年後の2030年には2008年の児童・生徒数の約70%になると推計されている。



資料：1990年～2008年は学校基本調査による実数（各年度5月1日現在）

2010年からは佐賀市人口の推移を基に、市教育委員会にて推計

(3) 学校規模の推移

国においては、学校教育法施行規則にて、小・中学校の学級数は、「12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではない。」と規定している。

【参考】学校規模の分類

学級数による学校規模の分類（昭和59年文部省助成課「これからの学校づくり」資料より）は下記のとおりである。なお、本報告では、特段の注釈がない限り、学校規模の表現を下記のとおりとする。

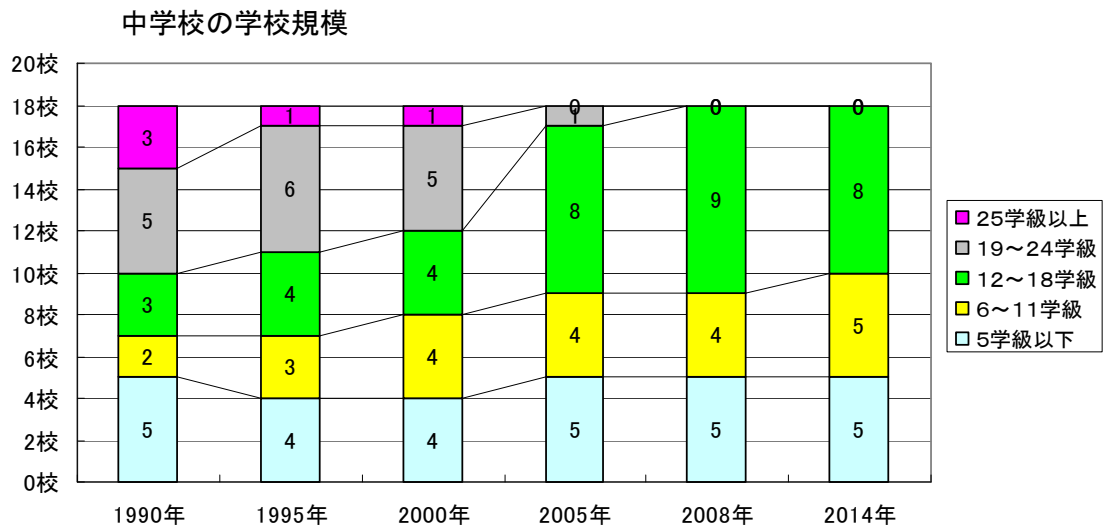
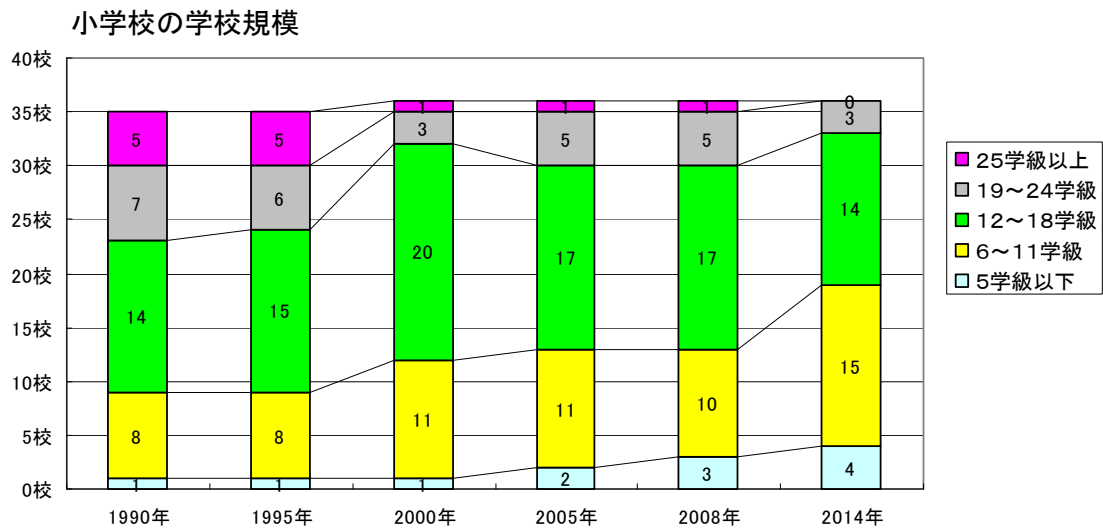
学校規模	過小規模	小規模	統合の場合の標準規模			
			標準規模	大規模	過大規模	
学級数	1～5	6～11	12～18	19～24	25～30	31以上

この学級数の分類は、普通学級を対象に示されており、本報告でも学級数を普通学級数で示す。

佐賀市の学校規模の推移を見ると、小・中学校ともに 25 学級以上の大規模校が減少し、11 学級以下の小規模校、5 学級以下の過小規模校が増加していることが分かる。

小学校においては、全学年でクラス替えができない 11 学級以下の学校が 2008 年（平成 20 年）で 13 校（36.1%）となっているのが、2014 年には 19 校（52.8%）と過半数を占める見込みである。そのうち、複式学級（※）となっている 5 学級以下の学校が 3 校から 4 校になる。

一方、中学校においては、2008 年で 12 学級～18 学級の学校が 9 校（50%）、11 学級以下の学校が 9 校（50%）と生徒数の減少により 19 学級以上の大規模校が解消されていることが分かる。



資料：1990 年～2008 年は学校基本調査による実数（各年度 5 月 1 日現在）

2014 年は住民基本台帳による児童・生徒数の推計を基に、市教育委員会にて推計

※複式学級・・・複数の学年が 1 学級を編制して教育活動を営む学級。小学校では、2つの学年を合わせた児童数が 16 人以下（1 年生を含む場合は 8 人以下）のときに、中学校では、2つの学年を合わせた生徒数が 8 人以下のときに複式学級となる。

2 学校規模に起因する利点・課題

望ましい学校規模について検討するには、小規模校・大規模校ごとに考えられる利点と課題を、教育活動や学校運営面など多様な角度から検証し、子どもにとって教育効果が十分得られる規模を把握する必要がある。

そこで、規模が学校に与える影響について、小規模校や大規模校の学校長や教職員からの意見を下記のとおり、とりまとめた。

(1) 小規模校の利点・課題

	利点	課題
1. 学級内での教育活動に関して	<ul style="list-style-type: none"> ① 子ども一人一人の性格や学習状況等が把握でき、個に応じたきめ細かな指導ができる。 ② パソコンなどの教材、教具について、子ども一人一人が十分に利用できる。 ③ 家庭状況まで十分に把握でき、保護者と連携して子どもの教育ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 切磋琢磨する機会が少なく、子どもの競争心や向上心、社会性を育てにくい。 ② 学習において、多様な考え方やものの見方に触れる機会が少ない。 ③ 球技、合奏などの集団で行う活動ができにくい。
2. 学年間や全校での教育活動に関して	<ul style="list-style-type: none"> ① 運動会、文化祭などの学校行事で子どもの出番が多く、一人一人の充実感がある。 ② 校外学習や遠足などの活動が行いやすく、融通がきく。 ③ 特別教室(音楽室、理科室など)や体育館、プールなどの利用に制限がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 大勢の前に立つての表現活動をする場面が少ない。 ② 入学から卒業まで同一学級で過ごすことになり、人間関係や位置関係が固定化しやすい。 ③ クラブや部活動、選択教科の数が限られ、子どもの選択の幅が小さい。
3. 学校運営に関して	<ul style="list-style-type: none"> ① 職員会議等だけでなく情報交換がどこでも行われ、教職員間の意思疎通ができる。 ② 学校内での急な行事の変更にも対応しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 技能教科(音楽、美術など)について、正規の教員が配置されない場合が多い。 ② 教職員一人にかかる校務分掌の負担が大きく、出張の機会も多く、調整を要する。
4. その他	<ul style="list-style-type: none"> ① 保護者や地域住民と顔見知りになりやすく、連携が取りやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 通学时一人になることも多く、子どもの通学の安全に配慮を要する。

(2) 大規模校の利点・課題

	利点	課題
1. 学級内での教育活動に関して	<ul style="list-style-type: none"> ① 学習の場で、お互いに学び合い高まり合いが期待でき、多面的なものの見方や価値観が形成できる。 ② 多様なグループ活動ができ、多様な関係活動や当番活動ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 学級活動で学級独自の活動ができにくい。(学級間や教員間の調整などが必要となる) ② 教材、教具が不足しがちである。
2. 学年間や全校での教育活動に関して	<ul style="list-style-type: none"> ① 多様な人間関係が構築しやすく、友人間のトラブルが起きてもクラス替えが可能である。 ② 運動会や文化祭などの学校行事では、多様な種目や演目の設定が可能となり、活気あふれるものとなる。また、大勢の前で発表する経験ができる。 ③ クラブや部活動、選択教科の数が多く、子どもの選択の幅が広がる。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 学校行事で、子ども一人一人の出番が限られる。 ② 学年、全校での統一性や一体感を図るのが難しい。 ③ 生活指導や生徒指導に時間がかかる。 ④ 校外学習や遠足などの活動は、行き先が制限されたり、柔軟な対応ができにくい。 ⑤ 特別教室(音楽室、理科室など)や体育館、運動場、プール等の割り当てに余裕がない。
3. 学校運営に関して	<ul style="list-style-type: none"> ① 教職員一人あたりの校務分掌の量が少なくすみ、教材研究や子どものために割くことのできる時間が多い。 ② 学年や教科で複数教員がいるため、教員間での研修・研究が行いやすく教員の資質向上に役立つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 教職員の増大により、学校運営上の共通理解や、学校の教育方針に基づく指導の徹底が難しい。 ② 教職員間で受け持つ校務分掌の量が異なり、特定の教職員に負担がかかることもある。 ③ 管理職が事務処理や保護者の対応に割く時間が多く、教職員間の意思疎通の時間がとりにくい。
4. その他	<ul style="list-style-type: none"> ① PTAや地域住民から幅広い協力支援が得られる。 ② 通学時、一人になることが少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ① PTA活動等で、一部の保護者に負担が集中しやすい。

3 学校規模を検討する必要性

心豊かにたくましく生きる子どもたちの育成のためには、小規模校や大規模校が抱える学校規模に起因する様々な課題を解決し、すべての学校が教育効果を発揮できるような環境に整える必要がある。

小規模校や大規模校については、前述のような課題が考えられるが、現状でも、それぞれの良さを活かしながら、できるだけ課題を解消するような教育が行なわれている。

しかしながら、小規模化・大規模化が進んでいくと、各学校の取組だけでは克服することが難しい、学校規模そのものに起因する課題がある。

心豊かにたくましく生きる子どもたちの育成のためには、以下のような教育環境を実現し、すべての学校が教育効果を発揮できるような環境に整える必要がある。

- 児童生徒間、児童生徒と教職員間、それぞれにおける多様な人間関係を通し、互いに理解を深め、切磋琢磨しながら社会性を養っていくことができること。
- グループ別学習や部活動、学校行事など、一定規模の集団を前提とする教育活動を支障なく成立させることができること。
- 教科研究や指導の充実を図るため、十分な教員数が配置されていること。

4 小・中学校施設の在り方に関する基本的な考え方

検討委員会では、小・中学校の教育環境や教育活動の現状、学校の規模における利点・課題、さらには地域社会における学校の意義を踏まえ、次代を担う子どもたちへのより良い教育環境の創出に向け、今後の小・中学校施設の在り方に関する基本的な考え方を下記の3つの視点で提言をする。

小・中学校施設の在り方に関する基本的な考え方

- (1) 学校規模に関する基準
- (2) 通学に関する考え方
- (3) 地域との関係

(1) 学校規模に関する基準

児童・生徒の人間性・社会性育成の観点からは、多くの友人と交流し、学び合うことが重要である。このため、交友関係や価値観が固定化することを防ぎ、序列化しないようクラス替えができる規模が望ましい。

また、小学校では、1学年複数学級で複数の教員がいる方が、協力・支援体制が確保でき円滑な学年経営・学級経営が行えるとともに、教員の資質向上にもつながる。更に、教科担任制をとっている中学校では、教科指導の充実を図るには、全教科へ免許所有者の配置と、少なくとも5教科（国語、数学、社会、理科、英語）には複数の教員を配置するためには、9学級以上の規模が必要となる。

一方、1学年の児童・生徒数が多くなると、全体を掌握したり、一人一人を理解したりすることが難しくなり、修学旅行や校外活動の行き先に制限が生じてしまうとともに、児童生徒の指導や引率に目が行き届きにくくなる。更には、特別教室（理科室、音楽室等）や体育館、運動場を使用する場合、大規模校になると、子どもの密度が高くなったり、教室が不足するという問題が出てくる。

以上の視点を総合的に勘案し、佐賀市としての学校規模に関する基準を、下記のとおり設定した。

【小学校】 12学級から24学級

【中学校】 9学級から18学級

(ただし1学級あたりの児童・生徒数は40人とする)

■小学校

← 佐賀市の学校規模に関する基準 →

学級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	①ア) クラス替えを行うことができない学年がある						①ア) 全学年でクラス替えを行うことができる																							
	①イ) 教職員と個々の児童との関わりが十分に保たれ、指導が行き届く																													
	①ウ) 複式学級がある																													
												①エ) 学校行事等で多様な活動ができ、クラブ活動の選択肢が多い											①エ) 修学旅行や校外活動の行き先に制限が生じる							
	② 時間割を編制する上で、特別教室の使用に制約が少ない																								② 特別教室の使用に制約がある					
	③ 同学年複数の教員により、円滑な学年経営が行え、教員の資質向上につながる																													

■中学校

← 佐賀市の学校規模に関する基準 →

学級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	①ア) クラス替えを行うことができない学年がある			①ア) 全学年でクラス替えを行うことができる																										
	①イ) 教職員と生徒との関わりが十分に保たれ、指導が行き届く																													
	①ウ) 複式学級																													
												①エ) 学校行事等で多様な活動ができ、部活動の選択肢が多い											①エ) 修学旅行や校外活動の行き先に制限がある							
	② 時間割を編制する上で、特別教室の使用に制約が少ない																								② 特別教室の使用に制約がある					
	③ 講師等に対応する教科がある						③ 全教科に正規の教員が配置され、5教科に複数の教員が配置される																							

(2) 通学に関する考え方

- 小学校では、徒歩で 30 分以内に学校があることが望ましい。
- 山間部では、通学距離よりも通学時間を考慮する。
- 適正配置に伴って、児童生徒や保護者に過度の負担をかける恐れがある場合は、負担軽減のための対策が必要である。
- 通学距離や通学路の安全性に問題がある場合は、通学区域の見直しを検討することも必要である。
- 通学路の安全対策についても十分な配慮が必要である。

(3) 地域との関係

- 学校は地域コミュニティの拠点であるため、地域特性や地域コミュニティへの配慮が必要である。
- 地域と連携した教育活動を行うことで、学校の活性化が地域の活性化に結びつくような環境づくりが求められる。
- 人口減少に伴い、地域の捉え方を拡大することも必要である。

5 適正化すべき範囲

佐賀市として、「学校規模に関する基準」を定めても、それぞれで適正配置検討の必要性・緊急性は異なるため、全てについて適正化を実施することは望ましくない。

このため、基準を下回る学校の中でも比較的学級数の多い学校や、基準を上回る学校の中でも児童・生徒数の減少により基準内に収まる見込みの学校については、『基準に準ずる扱い』とし、ここでは、課題解決に向け緊急性の高い範囲を「適正化すべき範囲」とする。

(1) 適正化すべき小規模校の範囲

①小学校の場合

最低、1学年1クラス以上を構成できる小学校（6学級以上）を必要とし、複式学級の解消を図る。

複式学級では、2学年同時の指導となるため、授業では1人の教員が指導する時間は通常の半分ずつとなり、授業方法等を工夫しても、どうしても自習する場面が必然的にできてしまう。

また、教員も、指導する内容の順番を組み換えて教えなければならないことなどから、計画・準備にかかる時間が増え、負担が大きい。

さらには、2・3年と4・5年が複式となった場合は、指導教科と指導時数にクラス内で違いが生じてしまう（例えば、教科では2年は生活だが3年は総合的な学習・理科・社会。また、体育・道徳・学活以外の全ての教科で指導すべき時数が異なる）。

このように複式学級については、指導する上で教員に相当な工夫・配慮を要するとともに、児童に大きな負担を強いてしまうこととなるため、複式学級のある学校については、今後、早急に方策を講ずる必要がある。

②中学校の場合

最低、1学年2クラス以上を構成できる中学校（6学級以上）を必要とする。

6学級未満の中学校については、5教科に複数の教員が配置されず、部活動の種類も限られるという課題がある。このため、6学級未満の中学校については、課題解消に向けた方策を講ずる必要がある。

(3) 適正化すべき大規模校の範囲

1学年の児童・生徒数が多くなると、児童生徒の指導や引率に目が行き届きにくくなるとともに施設面での課題がある。このため、佐賀市としての学校規模の基準を超える学校（小学校で25学級以上、中学校で19学級以上）については、課題解消に向けた方策を講ずる必要がある。

6 学校規模の適正化及び学校規模に起因する課題を軽減化する手法

学校規模の適正化を図るためには、隣接する学校の規模や地理的環境などを考慮した適切な手法を検討する必要がある。このため、検討委員会では、手法について検討するために、宮崎県五ヶ瀬町及び大分県日田市を視察し、下記のとおり考察を行った。

(1) 小規模校を適正化する手法

①学校を統合する

対象校を統合することにより、望ましい規模に近づける。

【課題】・ 途中で学校が変わることにより、新しい学校になじむまでに、児童の精神的な負担が生じる。

- ・ 通学手段の確保に向け、スクールバス等の配置が必要となる。
- ・ 校区が拡大することにより、地域と学校とのつながりが薄くなる恐れがある。

②通学区域を変更する

対象校の通学区域を変更することにより、望ましい規模に近づける。

【課題】・ 通学手段の確保に向け、スクールバス等の配置が必要。

- ・ 通学区域と地域のまとまり（自治会）に不整合が生じる恐れがある。

③特認校制度を拡充する

市内全域から希望者を受け入れる特認校制度を拡充し、複式学級になる学年の児童を受け入れることで複式学級を解消するなど、児童・生徒の増加を図ることができる

【課題】・ 通学は保護者責任となるため、保護者の負担が大きい。

(2) 小規模校の課題軽減の手法

①複数校での合同授業を行う

現在の学校を維持したまま複数校で合同授業を行い、大人数での教育活動の機会を提供することで、小規模校のもたらす課題軽減を図ることができる。

【課題】・ 移動手段の確保及び移動時間の補充が必要。

- ・ 学校間で学習の進み具合を調整していくことが難しい。
- ・ 合同授業に向け、教職員の事前事後の打合せ時間を確保することが必要。

②小中一貫教育を導入する

小中一貫校を導入し、中学校教員が小学校で授業する乗り入れ授業を行うことで複式学級の一部を解消する等、小規模校のもたらす課題軽減を図ることができる。

【課題】・ 縦の学年との交流はできるが、同級生同士切磋琢磨する機会を増やすことができない。

(3) 大規模校を適正化する手法

①学校を分離新設する

校区内の住宅開発の動向を踏まえた児童・生徒数の長期推計に基づき、将来にわたって学校を設置することが望ましい場合は、対象校の分離により、適正配置を図る。

- 【課題】・ 通学路の安全性の確保と通学距離・時間への配慮が必要。
- ・ 通学区域と地域のまとまり（自治会）に不整合が生じる恐れがある。

②通学区域を変更する

対象校の通学区域を変更することにより、適正化を図る。

- 【課題】・ 通学路の安全性の確保と通学距離・時間への配慮が必要。
- ・ 通学区域と地域のまとまり（自治会）に不整合が生じる恐れがある。

③隣接校選択制を活用する

対象校が小規模校や望ましい規模の学校と隣接している場合、対象校の児童・生徒を隣接校で受け入れることで、対象校及び隣接校の規模を平準化する。

なお、現在、佐賀市では、小学入学時に限って隣接校選択制を導入しており、募集の際には学校に応じて受入可能人数を設定している。

- 【課題】・ 隣接校が保護者や児童・生徒から選ばれるためには、特色ある学校づくりが前提となる。

7 学校適正配置の具体案

(1) 複式学級のある小学校について

①検討の対象校

平成 21 年度現在で複式学級となっている小学校は、北山東部小学校、松梅小学校、北山小学校（北山校）の 3 校である。加えて平成 22 年度には、富士南小学校が複式学級となる。

さらに、今後の児童数の推移から、三瀬小学校、富士小学校、芙蓉小学校、大詫間小学校についても将来的に複式学級となる可能性が高い。

そこで、この委員会では、上記の 8 校を検討対象校として検討を行った。

②適正配置確保等の推進手法

すでに複式学級のある小学校や、将来、各学年 1 学級が期待できない小学校については、学校統合や通学区域の変更等の手法で複式学級の解消を図ることが望ましい。

しかしながら、各地域の実情や課題により、これら手法の実施が困難な場合には、小中連携・一貫教育や小学校間での合同授業を行う等の課題軽減策を講じることが望ましい。

これらの連携事業等を行っても、複式学級の及ぼす課題の改善に成果が見られない場合や児童数減が止まらない場合等には、統合をすることも止むを得ないと考える。

③適正配置に向けた優先度

先述した 8 校のうち、すでに複式学級のある学校と次年度から複式学級になる学校 4 校については、その課題解消に向け早急に対応していく必要がある。

なかでも児童数 10 名前後と小規模化が著しく進んでいる北山東部小学校については最優先に取り組む必要があり、近隣の小学校との統合が望ましい。

一方、北山小学校は、平成 20 年度から校舎一体型の「小中一貫校 北山校」として開校し、小中一貫教育を進めることで複式学級の課題解消に努めており、この取組を継続していくことが望ましい。

松梅小学校及び富士南小学校については、上記の経緯・検討結果を検証しながら、適正化に向けた対応を行う必要がある。

この委員会として検討した具体例は次のとおりである。

③具体例

i) 北山東部小学校の場合

児童数 10 名前後と小規模化が著しく進んでいる北山東部小学校については最優先に取り組む必要があり、近隣の小学校との統合が望ましい。

隣接する小学校として、北山小学校と三瀬小学校の両校が考えられることから、本委員会では、下記に 2 案を示す。

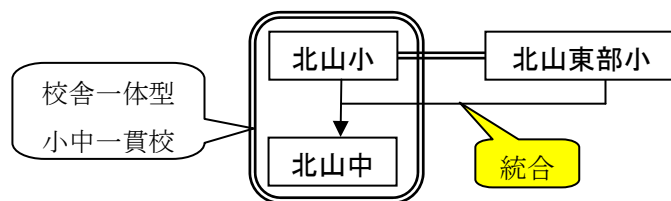
《A案：北山小学校との統合》

北山東部小学校と北山小学校を統合する。これにより、平成 24 年度には児童数 56 人、6 学級になると推計され、以後、複式学級を解消できる見込みである。

現在、三瀬中学校へ進学している合瀬地区についても、北山校の校区とすることで小中 9 年間を見通した教育効果が期待でき、校区の分断も防ぐことができる。

なお、この統合で遠距離通学となる地域には、スクールバス等の通学手段を確保する必要がある。

あわせて、北山東部小学校区で行われている地域行事等について、統合後も継続されるよう十分な配慮が必要である。



【参考】 2 校が統合した場合の児童数・学級数

※()は学級数

学校名	内訳	H22	H23	H24	H25	H26	H27
北山東部小学校	児童数	10(3)	12(3)	15(3)	17(3)	16(3)	17(3)
北山小学校	児童数	37(4)	41(4)	41(4)	45(4)	43(4)	45(4)
合計	児童数	47	53	56	62	59	62
	学級数	5	5	6	6	6	6

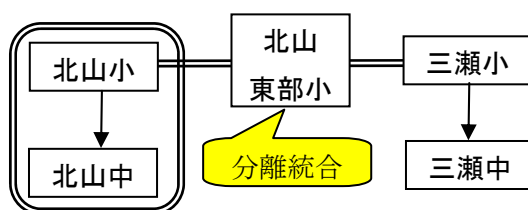
《B案：北山小学校と三瀬小学校との分離統合》

三瀬中学校へ進学している合瀬地区（上合瀬・下合瀬）を三瀬小学校に、それ以外の地区を北山小学校に分離統合する。

分離統合した場合には、北山小学校は平成27年度には52人、6学級と複式解消となる。ただし、北山東部小学校区を分断することとなるため、地域への配慮が必要となる。

なお、この統合で遠距離通学となる地域には、スクールバス等の通学手段を確保する必要がある。

あわせて、北山東部小学校区で行われている地域行事等について、統合後も継続されるよう十分な配慮が必要である。



【参考】北山東部小学校の合瀬地区以外と北山小学校が統合した場合の児童数・学級数

学校名	内訳	H22	H23	H24	H25	H26	H27
北山東部小学校	児童数	5	5	6	6	7	7
北山小学校	児童数	37(4)	41(4)	41(4)	45(4)	43(4)	45(4)
合計	児童数	42	46	47	51	50	52
	学級数	4	4	4	5	4	6

【参考】北山東部小学校の合瀬地区と三瀬小学校が統合した場合の児童数・学級数

学校名	内訳	H22	H23	H24	H25	H26	H27
北山東部小学校	児童数	5	7	9	11	9	10
三瀬小学校	児童数	87(6)	82(6)	82(6)	72(6)	68(6)	60(6)
合計	児童数	92	89	91	83	77	70
	学級数	6	6	6	6	6	6

ii) 富士南小学校、松梅小学校、富士小学校の場合

児童数 40 名前後、学級数 4 学級の松梅小学校と、平成 22 年度から複式学級となる富士南小学校については、適正化に向けた対応を行う必要がある。

そこで、本委員会では、適正化に向けた対応策として下記に 3 案を示す。

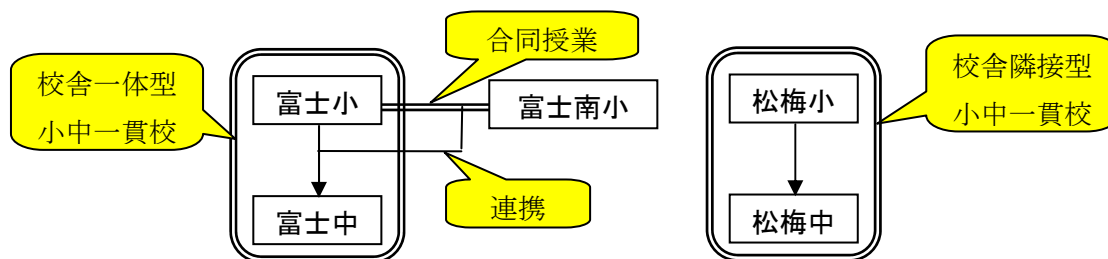
なお、子どもの教育の視点、地域との関係の視点などから、A 案が望ましいと考えるが、案の選定にあたっては保護者や地域住民と十分に協議いただきたい。

《A 案：富士小学校と富士南小学校での合同授業、富士小中・松梅小中一貫校》

平成 22 年度から複式学級となる富士南小学校については、同じ富士中学校に進学する富士小学校との合同授業や、富士中学校との連携を行い、複式学級の課題軽減に努める。

また、富士中学校は校舎改築を控えており、富士小学校と校舎一体型の一貫校とすることで、小規模校の課題軽減に努める。

あわせて、すでに複式学級となっている松梅小学校については、松梅中学校と校舎隣接型の小中一貫校とすることで、複式学級の課題軽減に努める。



【参考】富士小学校・富士南小学校・富士中学校の児童生徒数・学級数

学校名	内訳	H22	H23	H24	H25	H26	H27
富士小学校	児童数	71	63	65	63	68	66
	学級数	6	6	6	6	6	6
富士南小学校	児童数	52	52	47	42	38	41
	学級数	5	5	5	5	4	4
富士中学校	生徒数	73	63	65	66	62	56
	学級数	3	3	3	3	3	3

【参考】松梅小学校と松梅中学校の児童生徒数・学級数

学校名	内訳	H22	H23	H24	H25	H26	H27
松梅小学校	児童数	40	38	44	43	40	38
	学級数	4	4	4	4	5	4
松梅中学校	生徒数	30	29	22	21	19	21
	学級数	3	3	3	3	3	3

《B案：松梅小と富士南小の統合、松梅中と富士中の統合》

すでに複式学級となっている松梅小学校と平成 22 年度から複式学級となる富士南小学校については、統合に向けた検討を進め、富士南小学校の複式学級が 2 学級になる平成 26 年度には、統合を行なう。

併せて、富士中学校と松梅中学校の統合も検討し、統合に向けて、富士小学校も含めて複数校での合同授業も進めていく。

なお、この統合で遠距離通学となる地域には、スクールバス等の通学手段を確保する必要がある。

あわせて、松梅小・中学校区で行われている地域行事等について、統合後も継続されるよう十分な配慮が必要である。



【参考】 2 校が統合した場合の児童数・学級数

学校名	内訳	H22	H23	H24	H25	H26	H27
松梅小学校	児童数	40	38	44	43	40	38
富士南小学校	児童数	52	52	47	42	38	41
合計	児童数	92	90	91	85	78	79
	学級数	6	6	6	6	6	6

【参考】 2 校が統合した場合の生徒数・学級数

学校名	内訳	H22	H23	H24	H25	H26	H27
松梅中学校	生徒数	30	29	22	21	19	21
富士中学校	生徒数	73	63	65	66	62	56
合計	生徒数	103	92	87	87	81	77
	学級数	3	3	3	3	3	3

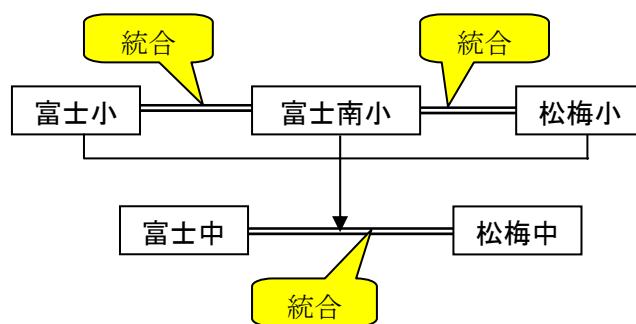
《C案：富士小、富士南小、松梅小の統合、富士中と松梅中の統合》

すでに複式学級となっている松梅小学校と平成 22 年度から複式学級となる富士南小学校、1 学年 1 学級の富士小学校については、1 校に統合する。

併せて、松梅中学校と富士中学校についても、1 校に統合する。

なお、この統合で遠距離通学となる地域には、スクールバス等の通学手段を確保する必要がある。

あわせて、現在の小・中学校区で行われている地域行事等について、統合後も継続されるよう十分な配慮が必要である。



【参考】 3 校が統合した場合の児童数・学級数

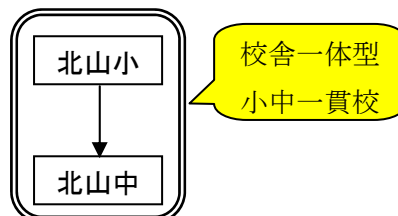
学校名	内訳	H22	H23	H24	H25	H26	H27
富士小学校	児童数	71	63	65	63	68	66
松梅小学校	児童数	40	38	44	43	40	38
富士南小学校	児童数	52	52	47	42	38	41
合計	児童数	163	153	156	148	146	145
	学級数	6	6	6	6	6	6

【参考】 2 校が統合した場合の生徒数・学級数

学校名	内訳	H22	H23	H24	H25	H26	H27
松梅中学校	生徒数	30	29	22	21	19	21
富士中学校	生徒数	73	63	65	66	62	56
合計	生徒数	103	92	87	87	81	77
	学級数	3	3	3	3	3	3

iii) 北山小学校の場合

北山小学校は、平成 20 年度には校舎一体型小中一貫校として開校し、小中一貫教育を進めることで複式学級の課題解消に努めている。そこで、今後もこの取組を継続していくことが望ましい。

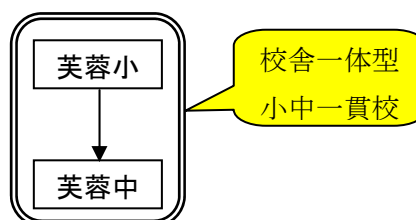


【参考】 小学校と中学校の児童生徒数・学級数

学校名	内訳	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
北山小学校	児童数	37	37	41	41	45	43	45
	学級数	4	4	4	4	4	4	4
北山中学校	生徒数	28	25	21	19	17	21	21
	学級数	3	3	3	3	3	3	3

iv) 芙蓉小学校の場合

芙蓉小学校は、平成 27 年度には児童数 75 名となり、将来的に複式学級になる可能性が高いが、平成 18 年度から小中一貫教育に取り組み、平成 21 年度には校舎一体型小中一貫校として開校しており、この取組を継続していくことが望ましい。



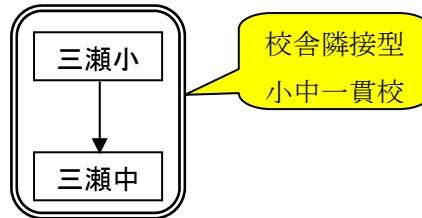
【参考】 小学校と中学校の児童生徒数・学級数

学校名	内訳	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
芙蓉小学校	児童数	110	96	95	99	88	83	75
	学級数	6	6	6	6	6	6	6
芙蓉中学校	生徒数	62	60	56	52	50	44	52
	学級数	3	3	3	3	3	3	3

v) 三瀬小学校の場合

三瀬小学校は、平成 27 年度には児童数 60 名となり、将来的に複式学級になる可能性が高い。

そこで、校舎が隣接する三瀬中学校と、校舎隣接型の小中一貫校とすることが望ましい。



【参考】 小学校と中学校の児童生徒数・学級数

学校名	内訳	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
三瀬小学校	児童数	86	87	82	82	72	68	60
	学級数	6	6	6	6	6	6	6
三瀬中学校	生徒数	46	47	44	35	41	39	47
	学級数	3	3	3	3	3	3	3

vi) 大詫間小学校の場合

大詫間小学校は、平成 27 年度には児童数 53 名となり、これ以降は複式学級になる可能性が高い。今後の推移に注視し、将来的には近隣校との統合等も視野に入れていくことが望ましい。

【参考】 大詫間小学校の児童数・学級数

学校名	内訳	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
大詫間小学校	児童数	94	85	66	62	60	56	53
	学級数	6	6	6	6	6	6	6

(2) 6学級未満の中学校について

①検討の対象校

平成 21 年度現在で 6 学級未満となっている中学校は、北山中学校（北山校）、芙蓉中学校、三瀬中学校、松梅中学校、富士中学校の 5 校である。

そこで、この検討委員会では、上記の 5 校を検討対象校として検討を行った。

②適正配置確保等の推進手法

6 学級未満の中学校について、5 教科に複数の教員が配置されないという教職員配置の課題については、小中連携や中学校間での合同授業といった学校間連携等により課題を緩和できないか検討する。併せて、部活動の種類が限られるという課題については、近隣の中学校との合同部活動を行なうことで、課題軽減を図っていく。

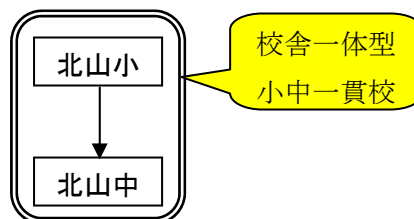
以上のような方策をとってもなお課題の改善に成果が見られず、生徒数の減少が止まらない場合には、小中一貫教育の導入や学校統合で適正化を図ることが望ましい。

③具体例

i) 北山中学校の場合【再掲】

北山中学校は、平成 20 年度には校舎一体型小中一貫校として開校し、小中一貫教育を進めることで複式学級の課題解消に努めている。

今後もこの取組を継続していくことが望ましい。

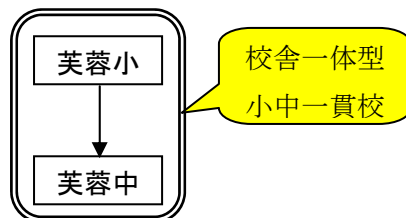


【参考】 小学校と中学校の児童生徒数・学級数

学校名	内訳	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
北山小学校	児童数	37	37	41	41	45	43	45
	学級数	4	4	4	4	4	4	4
北山中学校	生徒数	28	25	21	19	17	21	21
	学級数	3	3	3	3	3	3	3

ii) 芙蓉中学校の場合【再掲】

芙蓉中学校は、平成 18 年度から小中一貫教育に取り組み、平成 21 年度には校舎一体型小中一貫校として開校しており、この取り組みを継続していくことが望ましい。

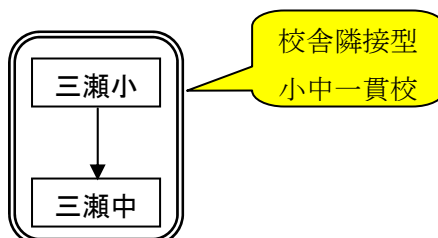


【参考】 小学校と中学校の児童生徒数・学級数

学校名	内訳	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
芙蓉小学校	児童数	110	96	95	99	88	83	75
	学級数	6	6	6	6	6	6	6
芙蓉中学校	生徒数	62	60	56	52	50	44	52
	学級数	3	3	3	3	3	3	3

iii) 三瀬中学校の場合【再掲】

1 学年 1 学級となっている三瀬中学校は、隣接する三瀬小学校と校舎隣接型の小中一貫校とすることが望ましい。



【参考】 小学校と中学校の児童生徒数・学級数

学校名	内訳	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
三瀬小学校	児童数	86	87	82	82	72	68	60
	学級数	6	6	6	6	6	6	6
三瀬中学校	生徒数	46	47	44	35	41	39	47
	学級数	3	3	3	3	3	3	3

iv) 富士中学校、松梅中学校の場合

生徒数 30 名前後、3 学級の松梅中学校と、生徒数 70 名前後、3 学級の富士中学校については、適正化に向けた対応を行う必要がある。

そこで、本委員会では、適正化に向けた対応策として、下記に 2 案を示す。

《A 案》→富士南小学校、松梅小学校、富士小学校の場合で A 案となった場合【再掲】

小学校と中学校の校舎が隣接する富士中学校、松梅中学校については、小学校との小中一貫教育を行なうことで、小規模校の課題軽減を図る。

なお、中学校の課題である部活動については、生徒の選択肢を広げるためにも合同部活動を検討する。また、教員配置については、一部教科を兼務させること等も考えられる。



【参考】富士小学校と富士中学校の児童生徒数・学級数

学校名	内訳	H22	H23	H24	H25	H26	H27
富士小学校	児童数	71	63	65	63	68	66
	学級数	6	6	6	6	6	6
富士中学校	生徒数	73	63	65	66	62	56
	学級数	3	3	3	3	3	3

【参考】松梅小学校と松梅中学校の児童生徒数・学級数

学校名	内訳	H22	H23	H24	H25	H26	H27
松梅小学校	児童数	40	38	44	43	40	38
	学級数	4	4	4	4	5	4
松梅中学校	生徒数	30	29	22	21	19	21
	学級数	3	3	3	3	3	3

《B 案》→富士南小学校、松梅小学校、富士小学校の場合で B・C 案となった場合【再掲】

富士中学校と松梅中学校については、小規模校の課題を軽減するために統合を行う。



【参考】2 校が統合した場合の生徒数・学級数

学校名	内訳	H22	H23	H24	H25	H26	H27
松梅中学校	生徒数	30	29	22	21	19	21
富士中学校	生徒数	73	63	65	66	62	56
合計	生徒数	103	92	87	87	81	77
	学級数	3	3	3	3	3	3

(3) 大規模校について

①検討の対象校

平成 21 年度現在、小学校で 25 学級以上、中学校で 19 学級以上の大規模校となっている学校は、鍋島小学校の 1 校である。しかしながら、平成 23 年度には 24 学級と基準内に収まり、以後、24 学級を維持する見込みである。

そこで、今後の児童数の推移に注視しながらも、規模が大きいことによる課題軽減策を講じていくことが望ましい。

【参考】 鍋島小学校の児童数・学級数

学校名	内訳	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
鍋島小学校	児童数	904	904	891	887	856	856	874
	学級数	25	26	24	24	24	24	24

②適正配置確保等の推進手法

大規模な状態が続いている期間や基準内であっても課題が生じている場合には、下記のような課題軽減策を講じていく必要がある。

まずは、児童・生徒一人ひとりに対する指導が行き届くよう、教職員加配等の人的な配慮が必要である。具体的には、教職員の加配を県教育委員会へ要望するとともに、学習指導員等の配置が望まれる。

次に、施設面で課題が生じている学校については、公民館等の近隣施設の活用を図るとともに、施設改修の際に、学級数に応じた普通教室・特別教室を確実に整備し、運動場や体育館の面積拡大に努めることが望ましい。

更には、隣接校区選択制度を活用することで、大規模校の児童・生徒を隣接校で受け入れ、大規模校の規模を平準化することができる。それでもなお、宅地開発等で人口増が見込まれる地域が発生する場合には、通学区域の見直しも検討するべきである。

8 適正配置の推進に向けて

子どもたちの教育環境の整備については、長期的かつ多角的な視点のみならず、教育の公平性、機会均等の観点からも、これは急務である。

特に、小規模化が深刻な学校においては、優先的な対策も必要となると考えられる。

これらの対策を進めるにあたっては、下記に示す教育的観点及び各地域の個別の状況を考えながら、計画的に推進されることを期待する。

(1) 子どもの教育の視点から

学校の適正配置とは、佐賀市の子どもたちが充実した学校生活を送り、確かな学力を取得するとともに、豊かな人間性を育むことのできる教育環境を整えることがその趣旨である。学校の適正配置の取組を進めるにあたっては、子どもの教育の視点を何より重要視しなければならない。

しかし、適正配置の取組が、子どもたちの教育環境の改善を目的としながら、学校の統合等によって子どもたちを取り巻く環境を大きく変化させることに違いはない。

そこで、学校適正配置を推進するにあたっては、子どもたちがスムーズに新たな教育環境に順応でき、新しい人間関係を構築できるよう、学校間の事前交流の実施や教職員配置等について配慮する必要がある。

(2) 通学の視点から

子どもの通学にかかる精神的・身体的負担を軽減し、子どもたちが安心して通学できるよう、学校適正配置の取組により遠距離通学となる子どもに対しては、スクールバスやスクールタクシー等の通学手段を確保する必要がある。

(3) 地域との関係の視点から

子どもたちは、学校、家庭、そして地域が一緒になって守り育てていくものである。

そこで、学校適正配置を進めるにあたっては、保護者や地域住民と協議の場を設け、適正化の必要性や教育効果について十分な説明を行い、関係者との合意形成を図っていく必要がある。

また、学校適正化により校区を変更しても、現在の関係を維持していけるよう、地域と学校とのつながりが薄くならないよう十分な配慮が必要である。

最後に、今後、教育委員会において学校の適正配置を進めるにあたっては、本答申を基に、各学校の現状、住民要望、将来的な見通しについて引き続き検討を行っていただきたい。

また、推進の各段階では、その方策と効果に関して上記3つの視点から十分な検証を行った上で取り組まれることを期待する。

参考資料

(1-1) 規模別の小中学校一覧 (平成20年度) ※特別支援学級を除く

文科省 基準	小学校				中学校							
	学校名 (児童数)				学校数	普通 学級数	学校数	学校名 (生徒数)				
過小規模校 5学級以下					0	1	0					
					0	2	0					
					1	3	5	芙蓉 (67)	松梅 (28)	富士 (83)	北山 (33)	三瀬 (46)
	北山 (40)				2	4	0					
					0	5	0					
					7	6	0					
					0	7	1	金泉 (223)				
					1	8	2	東与賀 (247)	思斉 (273)			
					2	9	1	諸富 (335)				
					0	10	0					
小規模校 6学級～11学級					0	11	0					
	大詫間 (96) 中川副 (184) 三瀬 (88) 富士 (77) 富士南 (64) 芙蓉 (108) 久保泉 (198)				8	12	1	川副 (459)				
					0	13	2	成章 (467)	城西 (464)			
					0	14	1	城南 (505)				
					1	15	0					
					1	16	2	城東 (601)	城北 (603)			
					2	17	1	昭栄 (630)				
	春日 (541)				5	18	2	鍋島 (693)	大和 (643)			
	思斉 (538) 東与賀 (610) 若楠 (578) 本庄 (566)				1	19	0					
					1	20	0					
標準規模 12学級～18学級					1	21	0					
					0	22	0					
					1	23	0					
					1	24	0					
					0	25	0					
					0	26	0					
					1	27	0					
					36	計	18					
統合の場合の 標準規模 19学級～24学級												
大規模校 25学級～30学級												

(1-2) 規模別の小中学校一覧 (平成26年度) ※特別支援学級を除く

() 内の各校の児童数は、学区域内の住民基本台帳の人口に平均進学率をかけて算出。

文科省 基準	小学校				中学校							
	学校名 (児童数)				学校数	普通 学級数	学校数	学校名 (生徒数)				
過小規模校 5学級以下					0	1	0					
					0	2	0					
					1	3	5	芙蓉 (47)	松梅 (20)	富士 (67)	北山 (22)	三瀬 (38)
	北山 (38) 富士南 (39) 松梅 (38)				3	4	0					
					0	5	0					
					9	6	1	金泉 (205)				
					0	7	0					
					1	8	0					
					1	9	3	諸富 (287)	東与賀 (284)	思斉 (271)		
					3	10	0					
小規模校 6学級～11学級	大詫間 (59) 中川副 (141) 三瀬 (63) 富士 (73) 芙蓉 (89) 久保泉 (151) 金立 (214) 巨勢 (214) 嘉瀬 (170)				2	12	2	川副 (366)				
					0	13	0					
					0	14	0					
					1	15	1	城南 (526)				
					1	16	1	昭栄 (585)				
					2	17	3	城東 (645)	城北 (629)	大和 (622)		
					1	18	1	鍋島 (699)				
					0	19	0					
					0	20	0					
					1	21	0					
標準規模 12学級～18学級					0	22	0					
					0	23	0					
					2	24	0					
					26	計	18					
統合の場合の 標準規模 19学級～24学級												

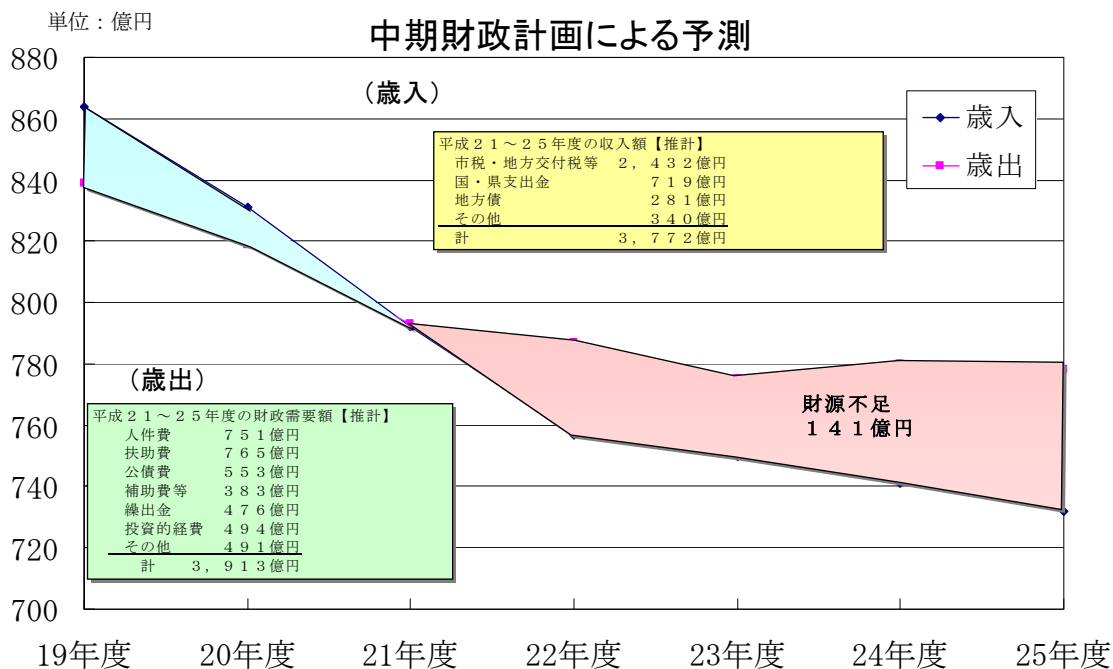
(2) 学校運営費の比較

平成19年度の資本的支出を除く学校運営費は、下記のとおりである。

学校運営費(市費負担分)の内訳	過小規模校 (複式学級あり)	小規模校 (1学年1学級)	標準規模校 (1学年3学級)
	A小学校	B小学校	C小学校
光熱水費(学事課)	1,032,716	1,312,272	5,458,625
一般管理運営費・教材整備費(学事課)	1,681,000	2,425,000	4,728,000
教育活動費(学校教育課)	93,658	93,204	380,628
施設管理費(学事課)	1,625,496	2,698,843	2,928,784
図書購入費(学校教育課)	102,600	143,200	407,700
工事請負費(教育総務課)	493,500	1,278,900	1,313,550
市費職員(教育総務課)※	4,000,000	4,000,000	11,500,000
市費合計	9,028,970	11,951,419	26,717,287
児童1人当たりの経費(①/児童数)	644,926	135,812	46,790

※人件費の算出:市費職員750万円、市費嘱託職員200万円で算出

【佐賀市における今後の財政予測】



(3) 学校規模別教員配当表

【参考】平成21年度学校規模別職員配当基準表(佐賀県教育委員会)より作成

■小学校

文科省 分類	学級数	教頭・教諭	
過小規模	1	1	学級担任のみ
	2	2	
	3	4	
	4	5	
	5	7	
小規模	6	8	学級担任＋1名
	7	9	
	8	10	
	9	11	
	10	12	
	11	13	
	12	14	
標準規模	13	16	学級担任＋2名
	14	17	
	15	18	
	16	19	
	17	20	
	18	21	
統合の場合の標準規模	19	22	学級担任＋2名
	20	23	
	21	24	
	22	25	
	23	26	
	24	27	
大規模	25	28	学級担任＋3名
	26	29	
	27	31	
	28	32	
	29	33	
規過大	30	34	学級担任＋3名
	31	35	
	32	36	
	33	37	

■中学校

文科省 分類	学級数	教頭・教諭	
過小規模	1	4	全教科に教員配置できず、講師対応
	2	6	
	3	8	
	4	8	
	5	9	
小規模	6	11	5教科に複数 の教員が配置される 全教科に教員が配置され、
	7	12	
	8	14	
	9	15	
	10	17	
	11	18	
	12	19	
標準規模	13	20	全教科に複数 の教員が配置される 全教科に教員が配置され、
	14	22	
	15	23	
	16	25	
	17	27	
	18	28	
統合の場合の標準規模	19	29	全教科に複数 の教員が配置される 全教科に教員が配置され、
	20	31	
	21	32	
	22	34	
	23	35	
	24	36	

(4) 佐賀市立小・中学校施設の在り方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 佐賀市立小・中学校施設の適正配置等について検討し、望ましい学校教育環境を整備し、充実した学校教育の実現を目指すため、佐賀市立小・中学校施設の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、佐賀市立小・中学校施設の適正配置等に関する基本的な考え方と、適正配置に向けた具体的方策について検討する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、市民、保護者、学校等の関係者で構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は委員の互選によって選出し、副委員長は委員長の指名により選出する。

3 委員長は、委員会の会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集等)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員長は、必要に応じて、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(公開)

第6条 委員会は公開する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が定める。

2 委員会は、平成22年3月31日をもって解散する。

附 則

この要綱は、平成20年8月29日から施行する。

(5) 佐賀市立小・中学校施設の在り方検討委員会名簿

分野	所属団体	役職等	名前	備考
学識経験者 (地域社会学)	佐賀大学 文化教育学部	教授	田中 豊治	委員長
学識経験者 (教育行政学)	佐賀大学 文化教育学部	講師	川上 泰彦	
学識経験者 (まちづくり)	SG まちづくり研究所	所長	木下 和弘	副委員長
市民代表	富士校区自治会	会長	田中 博之	
	兵庫公民館 (兵庫校区自治会 前会長)	館長	小柳 暢彦	
保護者代表	佐賀市 PTA 協議会	城東中 前 PTA 会長	岸川 正人	~H21.10.22
	佐賀市 PTA 協議会	北川副小 前 PTA 副会長	平野 佳美	
	佐賀市 PTA 協議会	三瀬村 前 PTA 副会長	大江 登美子	
学校代表	高木瀬小学校	校長	富吉 ゆきえ	
	金立小学校 (富士南小学校 前校長)	校長	大坪 昌幸	
	富士小学校	校長	副島 智子	H21.5.19~
	城南中学校	校長	森山 千代子	

(6) 諮問文

佐市教委総第192号

平成20年8月29日

佐賀市立小・中学校施設の在り方検討委員会委員長 様

佐賀市教育委員会
委員長 北島 恭一

佐賀市立小・中学校の適正配置等について（諮問）

佐賀市立小・中学校施設の在り方検討委員会設置要綱第2条の規定により、下記の事項についてご検討いただきますようお願いいたします。

記

（諮問事項）

1. 小・中学校の適正配置等の基本的な考え方について
2. 適正配置を図るための具体的方策について

（諮問理由）

近年、少子化の進行などを背景とし、全国的に子どもの数が減少している傾向にあり、本市におきましても、一部地域では、宅地開発等により児童生徒数の増加が見込まれるところもありますが、市全体で見た場合には、全国的な傾向と同様に少子化が続き、特に周辺部等の地域において児童生徒数の減少は著しく、学校規模が縮小していくことによる教育環境等における問題を看過しえなくなってきました。

これまでも本市では、隣接校選択制度や特認校制度を導入し、市内の学校施設を有効に活用できるよう通学区域の弾力化を図るとともに、特色ある学校づくりとして、小中一貫校を2校設置しております。

しかしながら、佐賀市総人口の推移では、2050年の人口は2005年の人口（241,361人）の3分の2（160,706人）まで落ち込むとの予測であり、市全体の人口が大きく減少する中で、次代を担う子どもたちが活力ある学校教育を受けることができるよう、良好な教育環境を創出することが喫緊の課題となっています。

そこで、佐賀市の義務教育の質的向上につながるのと同時に、学校と地域の新しいきずなづくりを進められるような小・中学校の配置等について、貴審議会のご意見をお伺いします。

(7) 検討の経緯

第1回 平成20年8月29日(金)

- 佐賀市立小・中学校施設のあり方検討委員会設置の経緯について
- 佐賀市立小・中学校現況と将来推計等について

第2回 平成20年10月23日(木)

- 松梅小学校(複式学級)の視察
- 小規模校・大規模校のメリット・デメリット

第3回 平成20年12月25日(木)

- 望ましい学校規模を考える視点

第4回 平成21年1月27日(火)

- 学校規模の視点、通学の視点、地域との関係の視点
- 小・中学校の適正配置に向けた手法について

第5回 平成21年2月18日(水)

- 中間報告(案)について

第6回 平成21年5月19日(火)

- 適正配置に向けた手法(案)について

先進地視察1 平成21年6月3日(水)

- 宮崎県五ヶ瀬町/合同授業(G授業)の取組

先進地視察2 平成21年6月26日(金)

- 大分県日田市/学校統合の事例

第7回 平成21年7月29日(水)

- 保護者の方への意見聴取
- 適正配置に向けた手法(案)について

第8回 平成21年8月6日(木)

第9回 平成21年10月8日(木)

第10回 平成21年10月22日(木)

- 学校適正配置の具体案について

第11回 平成21年11月19日(木)

- 答申(案)の検討